

# 特集:大量捕獲の後で日本のクマは

## クマ出没問題 自治体聞き取り調査

2006年秋はクマの大量出没が問題になり、ツキノワグマは4,340頭(2006年度環境省)が有害鳥獣駆除で捕殺されました。ツキノワグマの推定生息数は1万頭から1万5000頭程度、もしくはもっと多かったのではないかと考えられています。クマ類の繁殖率の低さから考えると、今後の対策が重要です。そこでJWCSは、クマの保護と人間との軋轢(あつれき)についてどのような対策が取られているかを昨年度に引き続き調査したところ、自治体によって温度差があることが浮き彫りになりました。



写真提供: 戸川幸夫

### ●クマのためにも人のためにも対策は急務

JWCSは今年度もクマの出没問題に関し、道府県に電話による聞き取り調査を行いました。JWCSが自治体に対してアンケート調査したのは今回で2回目です。今回は2006年秋の大量出没と捕獲に際し、「奥山環境の実態把握の状況」と「クマ保全を森林政策に組み込むことによる環境整備が行われているか」を調査しました(会報48号2007年2月発行 参照)。

2007年秋はクマの出没が話題になりませんが、捕殺数は1,136頭(10月までの速報値・環境省)でした。前年度の大量捕殺と考えあわせれば、クマへの圧力は続いています。また出没対策が捕獲に頼ることは、人間とクマの不幸な遭遇を減らすためにも問題です。

そこで今年度は「どのようなクマの出没対策をしているか」「対策に十分な予算をつけているか」「有害鳥獣駆除だけでなく狩猟にも配慮があるか」「特定鳥獣保護管理計画を策定し、総合的な対策をとっているか」に着目しました。

調査は2007年12月から2008年1月に、クマの捕獲数の多い20道府県に電話で聞き取りをしました。その結果が右の表です。

### ●クマの保全と軋轢(あつれき)対策

#### ◆調査

対策は5つに分類しました。まず「調査」は保全と軋轢(あつれき)対策のために、クマの行動様式と生息数を把握する調査です。クマは森の中を広範囲に移動するため調査しにくい動物ですが、GPSを使った調査により詳細な行動様式が明らかになってきました。クマの地域ごとの行動様式と、人間の土地利用など社会的な状況を検討すれば、クマの保全と軋轢(あつれき)対策がとれます。しかしGPSを使った調査は高価なことが難点です。また特定鳥獣保護管理計画を立てる上で生息数の把握が必要ですが、正確に把握できないことが関係者の悩みです。

#### ◆農作物被害対策

農作物被害対策として農地の周囲に電気柵をめぐらすことへの補助や、被害の補償があります。柵を使った対策は、クマが農作物に依存して集落に出てこないようにするために重要です。

#### ◆学習会等

環境省は2007年3月に『クマ類出没対応マニュアル』([http://www.env.go.jp/nature/yasei/kuma\\_manual/index.html](http://www.env.go.jp/nature/yasei/kuma_manual/index.html))を公表しています。

一般向けの出没対策として、クマが出没する地域に住む人にはクマを人里に誘引するゴミや傷んで出荷できなかった農作物などを放置しないという誘引対策、クマの生息地に入る登山者などへの人身被害対策があります。

しかしこのような情報が関係する人に伝わっているかが問題です。例えば自給用に野菜を作っている高齢者、柿の木のある古い家をもつままにして都会に移住した世帯などです。そのため地域での取り組みが重要になります。

今回の調査では県のHPに情報を掲載したり、パンフレットを置くだけでなく、地域で学習会を開いているところを○、要請があれば開くところを△で表しました。

#### ◆緩衝帯の設置

クマの出没が増えた背景には、クマの生息地と集落の間にある里山や農地が管理さ

れなくなって藪になり、クマが集落に出やすくなったことが挙げられています。そのためクマが集落に出没するルートの下草を刈り払って見通しをよくするなど、クマの生息地と集落に距離を置く、緩衝帯の設置が進められています。

#### ◆学習放獣

捕獲したクマを唐辛子スプレーなどで「お仕置き」し奥山に放す学習放獣は、広島県をはじめ各地の実績の積み重ねがあり、前述の環境省作成のマニュアルにも学習放獣の指針が紹介されています。しかし学習放獣には、放獣先の検討や麻酔銃の使用など専門的な知識をもった担当者が必要です。

表の掲載外ですが、京都府ではツキノワグマの狩猟を禁止し、誤捕獲した個体は必ず学習放獣をする方針で、委託先に1件につきいくらかという支払い形態をとっています。2006年度の学習放獣は36件でした。

#### ◆追い払い

出没に迅速に対応できる、専門的な知識をもった担当者、クマ追い用に訓練された

表: クマ類の出没対策 捕獲数の多い20道県状況

| 06年度捕殺数順位 | 06年度捕殺数 | 07年度10月迄捕殺数 | 都道府県名 | 対策 |         |      |     |      |      |         | 予算           |                | 狩猟 | 特定鳥獣保護管理計画 |
|-----------|---------|-------------|-------|----|---------|------|-----|------|------|---------|--------------|----------------|----|------------|
|           |         |             |       | 調査 | 農作物被害対策 | 学習会等 | 緩衝帯 | 学習放獣 | 追い払い | 専門担当者配置 | H19<br>単位:千円 | 対象             |    |            |
| 1         | 688     | 79          | 山形県   | ○  | ×       | ×    | ×   | ×    | ×    | ×       | 690          | クマのみ           | 可  | △          |
| 2         | 558     | 152         | 長野県   | ○  | ○       | ○    | ○   | ○    | ○    | ○       | 152,063      | 有害鳥獣           | 可  | ○          |
| 3         | 489     | 11          | 新潟県   | ○  | ○       | ○    | △   | ○    | ○    | ×       | 1,604        | 有害鳥獣           | 自粛 | ×          |
|           |         |             | 新潟県   | ○  |         |      |     | ○    |      |         | 12,960       | 野生生物全般         |    |            |
| 4         | 434     | 85          | 福島県   | ○  | ○*      | ×    | ○*  | ×    | ○    | ×       | 7,731        | 野生生物全般(調査費)    | 可  | △          |
| 5         | 339     | 322         | 北海道   | ○  | ○       | ○    | ○   | ×    | ×    | ○       | 7,800        | クマのみ           | 可  | ×          |
| 6         | 327     | 80          | 群馬県   | ○  | ○*      | △    | ○*  | ○    | ○    | ○       | 10,000       | 有害鳥獣(調査及び学習放獣) | 自粛 | △          |
| 7         | 312     | 74          | 秋田県   | ○  | ○*      | ×    | ×   | ×    | ×    | ×       | 2,059        | クマのみ           | 自粛 | ○          |
| 8         | 220     | 52          | 岐阜県   | ○  | ○*      | ×    | ×   | △    | ×    | ×       | 7,000        | クマのみ           | 可  | △          |
| 9         | 219     | 85          | 岩手県   | ○  | ○       | ×    | △   | ○    | ○    | ○       | 4,392        | 野生生物全般         | 可  | ○          |
| 10        | 200     | 19          | 宮城県   | ○  | ○*      | ×    | ×   | ○    | ○    | ×       | 1,417        | クマのみ           | 可  | △          |
| 11        | 147     | 4           | 広島県   | ○  | ○*      | ○    | ×   | ○    | ○    | ×       | 3,700        | クマのみ           | 不可 | ○          |
| 12        | 146     | 20          | 富山県   | ○  |         | ○    | ○   | ○    | ○    | ○       | 26,269       | クマのみ           | 可  | ×          |
| 13        | 109     | 53          | 青森県   | ○  | ○       | ×    | ○   | ×    | ×    | ×       | 7,110        | クマのみ           | 可  | ×          |
| 14        | 101     | 1           | 福井県   | ○  | ×       | △    | ○   | ○    | ○    | ○       | 1,353        | クマのみ           | 可  | △          |
| 15        | 95      | 19          | 山梨県   | ○  | ○*      | ×    | ○*  | ○    | ○    | ○       | 665          | クマのみ           | 可  | ×          |
| 16        | 83      | 11          | 石川県   | ○  | ○*      | ○    | ○*  | ○    | ○    | ○       | 8,600        | 有害鳥獣           | 可  | ○          |
| 17        | 81      | 36          | 栃木県   | ○  | ○       | ○    | ○   | ○    | ×    | △       | 3,101        | クマのみ           | 自粛 | ○          |
| 18        | 34      | 4           | 埼玉県   | ○  | ×       | ×    | ×   | ×    | ×    | ×       | 約5,000       | クマのみ           | 可  | ×          |
| 19        | 28      | 3           | 鳥根県   | ○  | ○       | ○    | ○   | ○    | ○    | ○       | 4,270        | クマのみ           | 不可 | ○          |
| 20        | 25      | 1           | 鳥取県   | ○  | ○       | ○    | ○   | ○    | ○    | ○       | 10,722       | クマのみ           | 不可 | ○          |

NPO法人 野生生物保全論研究会(JWCS)調べ

調査方法: 2007年12月~2008年1月に各都道府県担当者へ電話で聞き取り

犬(ベアドッグ)など、計画的に準備をする必要があります。

#### ◆ 専門担当者配置

有害鳥獣駆除を地元の猟友会に頼っている地域は少なくありません。しかし地方の高齢過疎化や会社勤めのハンターは平日の出没に対応できないなどの社会的な制約があります。そこでクマの生態や地元のクマの行動様式など専門知識をもち、むやみに捕殺することなく人身被害・農業被害を防ぐことのできる、地元密着の担当者が配置されることは理想の形と言えるでしょう。調査では調査員、現地に密着した担当者、鳥獣害専任の担当者など道府県によって内容が異なりました。

#### ● クマ対策の予算

クマ対策を鳥獣害対策に含めた予算であったり、農作物被害対策や緩衝帯設置は担当部署が異なったりする自治体もあるので、単純に比較はできません。また国や市町村が行う事業もあります。

#### ● 狩猟

2007年3月、環境省は前年度の大量捕殺を受けて、ツキノワグマの春期の有害鳥獣捕獲(予察捕獲)許可の慎重な対応を呼びかけました(「クマ類の適正な保護管理の一層の推進について」)。2007年度は前回アンケート調査をした31都道府県のうち、8都県で狩猟の自粛を呼びかけていました。10府県はもともと狩猟禁止でした。

#### ● 特定鳥獣保護管理計画の策定

特定鳥獣保護管理計画とは、鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)に規定された、生息数が著しく減少している鳥獣に対し、都道府県が策定する保護のための管理の計画です。○は策定済み、△は準備中、×は予定なしを表しています。

JWCSはこう考えます

#### 科学的な知見に基づく、計画的な対策を

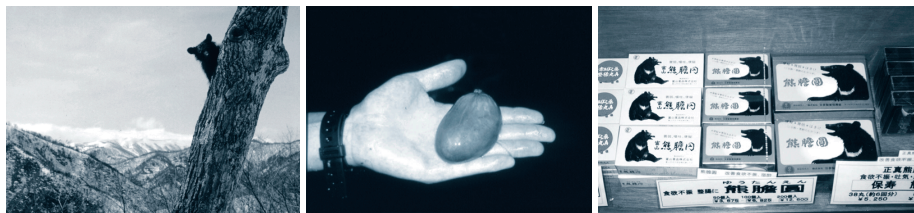
2002年のワシントン条約第12回締約国会議にて日本製薬団体連合会は「日本のクマから採取されたユウタンは使用しない」との声明を発表しました。しかしJWCSが2005年5月から2006年2月にかけて行った業者への聴き取り調査では、有害鳥獣駆除・狩猟で得られた国内産ユウタンは1頭分数十万円で取引され、高級品として依然、商業流通していることが分かりました。このほかにカナダ・ロシアなどからの輸入、中国クマ・ファームからの輸入が安定的な供給源となっていることも分かりました。

また環境省「鳥獣関係統計」の捕獲数から1頭あたりのユウタンを20gと計算し、厚生労働省が業界団体を通じて調査した輸入数量と

使用数量、これに原形ユウタンを取り扱っている漢方薬店での販売を考慮すると正規の在庫では到底足りず、密輸品が流通している可能性が高いことも指摘しました(『闇の中のユウタン(熊胆)取引』JWCS 2006)。

ツキノワグマはワシントン条約附属書I(原則国際取引禁止)、附属書II(輸入には許可が必要)に掲載されています。2007年2月には長野県で暴力団関係者がロシアからユウタンを密輸した件で逮捕されています。

しかし国内の流通には規制がありません。



[写真左から] ツキノワグマ(戸川幸夫提供)、ユウタン、クマ漢方薬

## 海外ニュース

### 世界で最も小さなクマ、絶滅の危機に

(AP通信社 Eliane Engeler記 2007年11月13日)

**スイス・ジュネーヴ発——国際自然保護連合(IUCN)は2007年11月12日、世界で最も小さなクマ(マレーグマ)が東南アジアの生息地で森林伐採と密猟のために絶滅に瀕していると発表した。**

マレーグマは、インドからインドネシアにかけて生息し、IUCNのレッドリストでは危急種に指定されている。

スイス・ジュネーヴに本部を置く国際自然保護連合(IUCN)のクマ専門家グループのメンバーRob Steinmetz氏は、「過去30年間で、マレーグマは少なくとも30%減少しており、今後同じペースで減少が続くと推定される」と述べた。

クマ類専門家グループの共同議長Dave Garshelis氏によれば、IUCNは、残存するマレーグマは1万頭そこそこだと推定している。

マレーグマは体重約41kgから59kgで、苦みがある緑色の胆汁を採取する目的で捕獲されている。胆汁は中国の漢方薬として、目や肝臓、その他の病気の治療に長く使われてきた。クマの掌も珍味として食用にされている。

もうひとつの脅威は、マレーグマの生息地を破壊する伐採業者だとSteinmetz氏は言う。

Garshelis氏によると、唯一タイだけが、伐採の禁止が効果を上げている。また、密猟を取り締まる法律を施行しているため、タイではマレーグマの個体数はまだ安定しているとのことである。

IUCNによれば、現在クマ科8種のうち6種が絶滅の危機にさらされている。

クマ科で危急種に指定されている種は他に、アジアクロクマ(※注)、インド亜大陸に分布するナマケグマ、南アメリカに分布するメガネグマ、そしてホッキョクグマである。ヒグマとアメリカグマは絶滅の危険性の少ないカテゴリーに入っていると報告されている。

「アメリカグマは実際、かなり良い状態にあ

現在の消費量が続けば、クマの捕殺・狩猟の圧力や密輸品の流通も続くものと思われます。

クマが他の有害鳥獣と違うのはこの商業的価値の高さと、鳥獣保護法で特定鳥獣保護管理計画が制度化されたときにクマを「著しく減少している種」に想定していた点です。そのため他の有害鳥獣に増して ①専門的な知識のある担当者を配置した捕殺に頼らない被害対策 ②実効力のある保護管理計画 が重要であるとJWCSは考えます。

[鈴木希理恵 調査・塚田景子]

参考:『JBN緊急クマシンポジウム&ワークショップ報告書』  
日本クマネットワーク2007

る」とGarshelis氏は述べており、カナダ、アメリカ、メキシコのほとんどの地域では個体数が増加しているとのことである。

IUCNによれば、この3か国に合計90万頭のアメリカグマが生息していると推定され、これはほかのクマ科の種の個体数をすべて合計した数の2倍以上になる。

Garshelis氏によれば、ヒグマは北アメリカとヨーロッパでは十分に保護されており、その結果、地域によっては増加しているという。

しかし、パキスタン、インド、ネパールをはじめとする南アジア諸国にはわずかな数のヒグマしか残っていないという。

また残存するジャイアントパンダは3000頭以下と推定されており、中国政府が保護に尽力しているにも関わらず、絶滅危惧種のランクに入ったままだと同氏は述べている。

「中国の新しい生息地改善政策のもとで今後10年以内にパンダの個体数が劇的に増加すると推測するのは、賢明ではなさそうだ」と、同氏は言う。

また、オーストラリアのコアラ(koala bear)という名ではあるがクマではなく有袋動物)は、絶滅の危機に近いと考えられている。

マレーグマの現状に関する再評価は、国際自然保護連合(IUCN)が作成する「絶滅のおそれのある種のレッドリスト」に反映される。このリストは世界中の専門家のネットワークによって編集された、約41,000の種及び亜種からなる包括的なリストである。

(※注:日本のツキノワグマを含む)

[翻訳協力:松井佐絵・編集協力:戸川久美]